

平成29年第2回
笠間市議会定例会会議録 第5号

平成29年6月14日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	海老澤	勝君
副議長	14番	石松俊雄	君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井栄	君
	4番	小松崎均	君
	5番	菅井信	君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	10番	野口圓	君
	11番	藤枝浩	君
	12番	飯田正憲	君
	13番	西山猛	君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹	君
副	市長	久須美忍	君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	塩 畑 正 志 君
総 務 部 長	中 村 公 彦 君
市 民 生 活 部 長	石 井 克 佳 君
福 祉 部 長	鷹 松 丈 人 君
保 健 衛 生 部 長	打 越 勝 利 君
産 業 経 済 部 長	米 川 健 一 君
都 市 建 設 部 長	大 森 満 君
上 下 水 道 部 長	鯉 渕 賢 治 君
市 立 病 院 事 務 局 長	友 水 邦 彦 君
教 育 次 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 長	水 越 均 君
笠 間 支 所 長	渡 部 明 君
岩 間 支 所 長	岡 野 正 則 君
秘 書 課 長	三 次 登 君
秘 書 課 長 補 佐	石 川 幸 子 君
健 康 増 進 課 長	下 条 かをる 君
健 康 増 進 課 長 補 佐	須 藤 賢 一 君
健 康 増 進 課 長 補 佐	富 田 玲 子 君
資 産 経 営 課 長	山 田 正 巳 君
資 産 経 営 課 長 補 佐	木 村 幸 広 君
都 市 計 画 課 長	持 丸 公 伸 君
都 市 計 画 課 長 補 佐	礪 山 浩 行 君
市 民 活 動 課 長	橋 本 祐 一 君
市 民 活 動 課 長 補 佐	小 谷 佐 智 子 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	飛 田 信 一
議 会 事 務 局 次 長	渡 辺 光 司
次 長 補 佐	堀 越 信 一
主 査	若 月 一
係 長	神 長 利 久

議 事 日 程 第 5 号

平成29年6月14日（水曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（海老澤 勝君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は12番飯田正憲君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付した資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（海老澤 勝君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（海老澤 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番菅井 信君、6番畑岡洋二君を指名いたします。

一般質問

○議長（海老澤 勝君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式のいずれかの方式を選択してください。

なお、一問一答方式では、質問項目順に質問し、項目ごとに質問を完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

また、発言時間は、一括質問・一括答弁方式につきましては質問時間を30分以内とし、一問一答方式につきましては質問・答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。

さらに、議員、執行部ともわかりやすい質問、わかりやすい答弁に努めていただきたいと思います。

12番飯田正憲君が着席いたしました。

それでは、最初に、14番石松俊雄君の発言を許可いたします。

〔14番 石松俊雄君登壇〕

○14番（石松俊雄君） おはようございます。14番市政会の石松です。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って、一問一答方式で質問いたします。

まず、通告1問目の働き方改革について質問いたします。

政府は、人口や労働力人口が継続して減少している中で、長時間労働、残業などの悪しき慣習が日本経済の足を引っ張って生産性低下の原因となっていると考え、働き方改革に積極的な動きを見せております。

本定例会冒頭の市長のご挨拶の中でも、笠間市の働き方改革推進本部を設置したと述べられました。この働き方改革について、笠間市としてはどのように認識されているのか、簡潔にご説明ください。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 14番石松議員のご質問にお答えをいたします。

現在、国におきましては、人口減少とともに少子高齢化が進み、労働力人口不足が課題となっております。その中で、より生産性を上げるために、多様な働き方ができる仕組みづくりや多様な人材が持つ能力を発揮できる環境づくりが急務となっており、長時間労働の削減や有給休暇取得の促進など、1億総活躍社会の実現に向けた働き方改革が推進されております。

笠間市役所におきましても、ワークライフバランスの推進を初めとする働き方改革については、取り組むべき重要な課題であると認識をされているところでございます。中でも、業務の効率化を主なテーマとし、総労働時間の短縮を目指して、時間外勤務の縮減や年次休暇の取得促進を図っております。この取り組みにより、仕事と家庭生活との両立を進め、健康増進や自己研鑽のための時間を確保することで、全ての職員が健康で生き生きと働き、

成長し、その能力を最大限発揮することにより、政策の質や行政サービスを向上させたいと考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 働き方改革の具体的な取り組みについてお伺いしたいんですけども、私、第3次行政改革大綱の実施計画の中身を見させていただきました。

そこには職場環境の改善、組織の見直し、働き方の見直し、三つの視点から整理をされて、八つですか、実施検討を行う、一つは職場環境の改善、二つ目が時間外勤務の削減等々、ノー残業デーの完全実施まで、八つの項目が提示をされているわけですけども、具体的に働き方改革として笠間市はどういうことを取り組まれるのか、ご説明ください。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 働き方改革の具体的な取り組みについてお答えをいたします。

本年4月に、市長を本部長とする働き方改革推進本部を立ち上げまして、市内のほかの事業所の模範となる職場を目指し、5月から本格実施として進めているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、まず、4月4日に主査以上の職員を対象に、働き方改革セミナーを実施いたしました。セミナーの中で示された事例を取り入れ、仕事の予定と実績を朝夕検証するタイムマネジメントの方法や、目的と終了時間を明確にした効率的な会議運営、グループ員協力のもと、電話、窓口対応などをほかの人に任せて手元の集中する集中タイムなどを実施して業務の効率化などを図っております。

また、それらの取り組みによって出された成果は、平成29年度の部課長等の人事評価に、働き方改革への取り組み成果等の項目を追加しまして評価対象とすることといたしました。

次に、時間外勤務の縮減といたしましては、おそくとも20時には退庁する20時完全退庁の設定や、夕方の時間を有効に活用するため、1時間早く始業・終業する朝型勤務を6月から9月の4カ月間に拡大いたしました。

また、子育てや介護時間の確保、夜間の会議などへ対応するために、柔軟な時差勤務の制度の検討も行います。さらに、部課長等が職員に対し、ワークライフバランス宣言の実施や、提案・意見ボックスを設置しまして、職員が推進本部等に対し、改善、提案や意見を申し出る機会をつくっているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 働き方改革の考え方について、多様な働き方ができる環境づくりということ、あるいはその基本となるものはワークライフバランスだというふうにおっしゃられたわけですけども、この基本的なスタンスをどこに置くのかということが非常に私は大事ではないかなと思っています。

例えば、市の働き方改革をやる場合に、やはり職員の健康だとか、生活の満足度を優先

にして私は改革を進めるべきだろうと思います。今はやりの言葉で申し上げますと、市政は市民ファーストであるべきだと思います。しかし、市民ファーストの仕事をするには働き方改革が必要であるということでありまして、その働き方改革の中身は、私は職員ファーストでなければならないと思っています。職員ファーストの働き方改革ができてこそ、真に市民ファーストの市政が運営できる、実行できるというふうに思っています。

そういう観点から考えますと、いろいろな取り組みをおっしゃられたわけですが、私はやっぱり働く時間、労働時間の問題が一番焦点になってくるのではなかろうかなと思っています。

皆さんまだ覚えていらっしゃるかと思いますが、一昨年クリスマスに、大手広告代理店電通に勤務する24歳の高橋まつりさんが自殺をするという事件がございました。東大を卒業後、電通に入社をして、その年のうちに自殺をするという事件で、世間で大きく話題になりました。彼女は10月で130時間、11月で99時間の残業をやっておりました。しかも、この残業時間70時間を超えてはいけないという上司の指示に基づいて、会社へは残業時間を70時間以下と、実態と異なる申告をさせられていたともいわれております。

こうした80年代以降続いた過労死事件、そういう実情を受けて、今般の働き方改革の中で、青天井だった残業時間に罰則付きの上限規定が設けられることになっております。

これは民間の話でございますけれども、私は公務員の職場も昔は定時で帰っていいというふうに思われがちでしたけれども、この間の行革の流れと地方交付税の削減によって職員の数は減らされる。一方で、高齢化で福祉を中心にした業務は拡大をする。さらに、地方創生の中で私は仕事がふえているんじゃないかな、そういうふうに思っております。

労働安全衛生法第66条では、労働者の週40時間を超える労働がひと月当たり100時間を超えている労働者、つまり100時間以上の超勤をやっている労働者から申し出があれば、医師による面接指導を行わなければならない、こういうふうに労働安全衛生法には書かれています。しかし、公務員の職場はご承知のとおり法律を守るのが当たり前ですから、違反がないという想定になっておりますから、この労働安全衛生法は適用されません。しかし、私は公務員であったとしても、ここがきちんとできているのかどうか、されているのかどうかが一番大事ではなかろうかなと思っています。

そういう立場から、市の職員の実態がどうなっているかということについてお伺いをさせていただきます。一つは、市の職員で月100時間以上の勤務をした人の数と医師の面接指導の実績について、教えてください。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 市職員で100時間以上を超過した者の数、面接指導の実績でございますけれども、平成28年度の実績といたしまして、市職員で月100時間以上の超過勤務をした者の数は延べ20人となっております。内容といたしましては、確定申告や選挙など、繁忙期への対応が必要なものが主なものでございます。

また、医師の面接指導の実績でございますけれども、国の労働安全衛生規則におきまして、月100時間以上超過勤務した者につきましては、本人の申し出に基づいて医師による面接指導を行うこととなっておりますが、これまで申し出がなかったことから、面接指導の実績はございません。これはこの制度につきまして、職員への周知が行き届いていなかった部分もあるかと思っておりますので、今後周知をしてまいりたいと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） それでは、市の職員の療養休暇の取得者の数と、そのうち心因性による休暇取得者は何人になるか教えてください。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 平成28年度の実績といたしまして、全職員704人のうち、療養休暇取得者及び休職者数は、けがや病気、そのほか心因性によるもの全て含めまして46人で、そのうち心因性、精神的な要因による療養休暇取得者及び休職者数は13人となっております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 私は、同じような内容の質問を平成19年3月議会だったかと思っておりますけれども、一度させていただいております。そのときの答弁から思い出しますと、100時間以上超勤をされた方というのは、当時の答弁の中では15名というふうに言われておりました。それが5名、わずかですけれども、5名ふえて20名になっている。

それからもう一つ、心因性による休暇を取られている職員の数、当時は3名しかいなかったんですけれども、これが13名にふえている。繁忙期、いわゆる税金の申告時期が一番多いということでしょうから、繁閑の差がありますので、繁忙期をどうするのかということが一方では課題になってくるんでしょうけれども、ただ、数字から見ますと、9年前に比べると非常に忙しくなっている、あるいは職員のストレスが高まっているんじゃないかなというふうに、私は今のご答弁を聞いて感じるわけです。

そこで、笠間市として、前回の質問の中ででもふれさせていただいたんですが、3項目と4項目目、合わせてご答弁をいただきたいんですが、一つは、労働安全衛生委員会の開催状況と、それから笠間市職員安全衛生規則の第6条と第8条、これは前回の答弁では順守されてなかったんですが、現状としてはここは順守されているのかどうか、ご答弁をください。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） まず、労働安全衛生委員会の開催状況、笠間市では衛生委員会でございますけれども、これについてお答えをいたします。

笠間市におけます衛生委員会の開催状況は、平成28年度は1回、平成27年度のストレスチェックの実施結果についてや平成28年度のストレスチェックの実施計画について、また、今後の取り組みについての協議を実施をしているところでございます。

開催後は、三役、部長、支所長会議にて説明を行うとともに、管理監督者のためのストレスチェック制度の生かし方等の資料配付などにより、職員に周知啓発を図っているところでございます。

また、笠間市職員の安全衛生規則の6条、8条の関係でございます。まず、6条でございますけれども、安全衛生規則の6条につきましては、項目が三つございまして、一つは衛生管理者3人を置くこと、二つ目は衛生管理者は職員のうちから選任することとしておりまして、この二つは実施をしているところでございますけれども、三つ目に衛生管理者は少なくとも毎週1回作業場を巡視して、衛生に関する業務を行うとありますけれども、これについては実施をしておりませんので、今後取り組んでまいりたいと考えております。

また、第8条につきましては、項目が三つございまして、一つは職員の健康管理を行うために産業医を置く、二つ目は産業医は市長が医師のうちから選任することとしており、この二つは実施をしているところでございますけれども、三つ目に、産業医は少なくとも毎月1回職場を巡視し、医学に関する専門知識を必要とするものを行うとありますけれども、こちらについても実施ができておりませんので、今後取り組んでまいりたいと考えております。

なお、安全衛生に関する事業といたしましては、メンタルヘルスに係るセミナーの開催でありますとか、啓発資料の配布、カウンセリング、健康診断やストレスチェック、産業医によるそれらの内容の確認などを実施しておりますけれども、療養休暇取得者や休職者の縮減に向けまして、事業の内容や方法を引き続き検討し、実施をしてまいりたいと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 前回の質問のときも、6条、8条というのは衛生管理者を決めている、産業医も決めている、それはわかってはいるんですね。衛生管理者、副市長でしたっけね。それから産業医は市立病院の石塚委員長、当時はそういうご説明だったと思うんですけれども、当時のご答弁の中でも、今後できるだけという答弁を当時の公室長されたんですが、それは法律が決まっているのに、できるだけというのはあり得ないということで、答弁し直していただいて、規則に沿った対応をしていきたいと言われたわけですが、これは8年前のことですけれども、なぜ規則が決まっているのにその規則を守らないんですか。その理由について教えてください。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 平成20年に議会で質問がございました。そのときに規則法に沿って行うというようなご答弁を申し上げましたけれども、平成20年度には衛生管理者、また、産業医の巡回というのをやっておりましたけれども、それが途切れている状態でございます。

しかし、衛生管理者とか産業医が行うこととされます業務のほとんどにつきましては、

秘書課の業務として、また、各所属所の所属長の立場で行ってきている部分もございます。ただ、それは専門的な立場での業務ではありませんので、今後は法に沿って行っていきたいというふうに考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 先ほど、ストレスチェックの制度について導入をされているということなんですけれども、これは労働安全衛生法で平成27年12月から、年に1回やりなさいということが国のほうで決まったから制度導入されたと思うんですけれども、このこととこの規則が守れていないということは何か関連性があるのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） それは関連性はないと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） それでは、ストレスチェックのことについてももう少し聞かせていただきたいんですけれども、実はこのストレスチェックの中で産業医の役割というのは非常に重要視をされております。ストレスチェックには産業医が携わるべきだというふうにも指摘をされておりますし、それから面接指導を受けなければ、ストレスチェックの結果、面接指導を受けなければいけないんですけれども、その面接指導も産業医がやることが望ましいというふうにいわれております。

それから面接指導を、もし産業医ができない場合はほかの人がやってもいいけれども、ほかのお医者さんがやったら、その結果についてちゃんと産業医に意見を聞きなさいということも指摘をされております。

このストレスチェック制度というのはどういう形でやられているのでしょうか。委託をされているのでしょうか。その辺について詳しくご説明ください。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） ストレスチェックにつきましては、実施者は産業医という形になっておりまして、内容につきましては、外部に委託をしているということでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 笠間の職員のストレスの関係とか、そういうものについては、メンタルヘルスに関しては、これも前の質問のときの答弁だったんですけれども、茨城県精神衛生保健協会の委託をしてやっているということなんですけど、このストレスチェックについてもそちらのほうに委託をされているということなのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） それは別な業者のほうに委託をしているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 委託をされているということになりますけれども、そうしますと受検率というのはどうなんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 秘書課長三次 登君。

○秘書課長（三次 登君） 受検率のご質問ですけれども、臨時職、正職員合わせまして922名がストレスチェックを受検しまして、97.9%になっております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 多分、制度はちゃんと回っているんだろうというふうに思うんですけども、この制度を回す中で、私は1点だけ気になっていることがあるんですが、一つは、ストレスチェックを受けて医師による指導が必要になったという人が出ますよね。そういう人にちゃんと指導を受けさせなければいけないという課題が一つあります。それからもう一つは、職場ごとにきちんとストレス結果の分析をして、努力義務といわれているんですけども、必要があれば職場改善をしなきゃいけないというふうになっていますよね。

しかし、その一方で、ストレスチェックの結果によってその人が不利益な扱いを受けないようにするために、公室長はストレスチェックの結果について知ってはいけないということも一方で決められていますよね。

そうなりますと、指導が必要な人にちゃんと指導を受けさせるということと、職場ごとの分析をしてどういうふうに職場改善に結びつけていくのか、ここはどのようにやられているんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） ストレスチェックを行いまして、高ストレス者という分類になった方につきましては、ストレスチェックの結果というのは本人に行くわけですけれども、そこに危険な状態というわけではないですけれども、ストレスがかかっていますので、産業医とか医師との面談をしてくださいというような勧奨はその中で個別にはしてあるところでございます。

また、職場ごとの分析でございますけれども、これは各部単位で結果が出ておまして、それにつきまして、ここの部は職場環境がいいと考えている人がどのくらいであるとか、悪いと考えている人がどのくらいであるとか、そういうような結果は出ていますので、それにつきまして、各三役部長会議でこういう結果になりましたということでお知らせはしているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 国のほうで、先ほど言いましたけれども、平成27年12月から年に1回やりなさいということが決まったので、多分笠間市ではやっていると思ったんですが、そういうご答弁をいただいたんですが、実はいろいろな笠間市の規則を見たんですが、このストレスチェックの実施規則というのはないんですね。

それから今ほどお話をお聞きしますと、産業医が職場を巡回する、あるいは衛生管理者が職場を巡回するということよりも、このストレスチェックの結果をいかに職場環境改善、あるいは働いている職員の労働条件の改善に結びつけていくかというところが、私はポイントかなというふうに今ご答弁をお聞きして思ったんです。

そういうふうに思いますと、やはりこのストレスチェックの実施規則をつくったりとか、あるいは笠間市の安全衛生規則、これ、産業医の役割だとか、衛生管理者の役割、ストレスチェックの制度導入に関連して見直すべきだと思うんですけれども、ここはなぜそういう見直しだとか、規則をつくったりとか、そういうことはされないんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） ストレスチェックが導入されまして、国の制度というか、国でそう定められましたので、その枠組みの中で行っているということで、規則の中にはその部分はうたっていないというのが実情でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） ですから、きちんと実施規則を定めて、やり方ですね、定めるということが必要だと思うし、その定めることによって職員は何のためにやっているのかというのがわかるわけですね。そういう意味で、この実施規則、私は必要だと思うんです。

それともう一つは、先ほど言いましたけれども、産業医、実態的には回れてないわけですよ。衛生管理者も巡回できてないわけですよ。先ほどのご答弁でいくと、そのかわりにきちんと職場の管理者、専門的な立場ではないけれども、やっているんだというご答弁、実情はそうなっていて、一方でストレスチェック制度が入ってきているわけですから、そういう今の実情に合った安全衛生規則の見直しというのは私は必要だと思うんですけれども、これはやるべきじゃないんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 今後、それにつきましては、今まで何回かしか開かれておりませんでした衛生委員会の中で、そういうものを検討をしていきたいと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） これは2回目の質問になりますので、今度こそ約束を守っていただいて、きちんとやっていただきたいと思います。

それでは、教職員のほうの話に移らせていただきます。

一昨日の石井議員の質問にもございましたけれども、文科省は4月28日に、学校内勤務時間が週60時間以上の教職員が小学校で33.5%、中学校で57.7%に上るという、そういう公立校教員の勤務実態調査を公表しております。中学校教諭の57%が過労死ラインである月80時間を上回る残業をしているという実態であります。

これについては、文科大臣も見過ごせない実態だという、そういう危機感を表明をされ

ていますが、この調査結果について、笠間市の教育委員会としてはどのような認識をお持ちなのか、これも簡潔にご説明ください。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 14番石松議員のご質問にお答えいたします。

笠間市におきましても、学校教育が教員の長時間勤務によって支えられている状況であります。教員の負担軽減は喫緊の課題であると認識しております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） それでは、市職員と同じように、教職員の中で月100時間以上超過勤務をした人の数と医師の面接指導の実績について、申しわけないですけども、数字の答弁ですので、合わせて、教職員の療養休暇の取得者数とそのうち心因性による休暇取得者の数を教えてください。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 初めに、教職員で月100時間以上超過勤務した者の数でございますが、小学校では223名中8名、中学校では150名中76名でございます。そのうち医師の面接指導を受けた者はありません。

続きまして、療養休暇取得者及び休職者数ですが、全ての数は11名でございます。そのうち心因性による療養休暇取得者及び休職者は4名でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） そうしますと、超過勤務が100時間超えたというのはどのようにして把握されているのか。つまり、学校の教職員というのは給特法、給与特別措置法、これは教育長に申し上げるのは釈迦に説法で申しわけないんですけども、給特法によって残業代を支給をしないと。そのかわりに4%の教職員調整額を支給するというふうになっています。従って、出勤簿は多分学校ごとにあって、出勤された先生ははんこを押されるんだと思うんですけども、市の職員のように、タイムカードで出退勤時間というのを管理をしているわけではないと思うんです。そういう状態の中で、この月100時間以上というのはどういうふうにして調べられたというか、把握をされたのか、その辺についてご説明ください。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） この超過勤務実態の把握でございますが、これは各学校によっていろいろありまして、教職員各自から日々の出勤や退勤時間の報告を受けたり、あるいは出勤簿で確認したり、それからバーコードでその時間をはかったりといったような取り組みをしております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 今一つわからないんですけれども、各小中学校ごとにきちんと一人一人の学校の先生の勤務時間、出退勤時間というのは把握をされているんだというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 毎日把握しているかということ、そこまでには至っておりません。学校ごとに違う現状でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 毎日把握している現状にないんだったら、どうやって把握されているんですか。100時間以上って、何の根拠で100時間以上の人数が出てくるんですか。説明してください。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） ある月、全部を取ったりということをやっております。先ほど申しましたのは、昨年度10月のデータでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） ということは、昨年10月以外にはやってないということなんですか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 学校で正確な把握というのはやってない部分もございます。ただ、校長は教職員の勤務実態というのはつかんでおりまして、それに基づいて報告が上がっております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 一昨日の石井議員の質問の中でもご答弁されて、確かに、学校の先生が長時間労働になっているというのはよくないというご認識は教育長も重々お持ちですし、その原因になっているのが子供たちと向き合う時間以外のものが多くなっていると。その部分の時間を減らしていかなきゃいけない。例えば、部活動については、なかなか指導員が見つからないけれども、外部指導者を入れたりとか、スクールソーシャルワーカーを導入したりとかという、そういう問題意識はお持ちなんだろうというふうに思うわけなんですけれども、実は、文科省の中教審の学校教職員のあり方及び教職員調整額等の見直しに関する作業部会というのがございまして、そこが出している文書の中に、三つの理由、一つは勤務時間管理、きちんと教職員の勤務時間を管理をなささいということが言われているんですよ。そういう管理の方法としてタイムカードだとか、ICカード等々

の導入についても考えてはどうかという提案もされています。

というのは、学校の管理者の目視というか、自主申告というか、そういうものと、このタイムカードの併用というか、そういうことも含めて教職員のきちんとした勤務時間が管理できる、そういう方法について考えようということがいわれているわけですが、そういう問題意識というのは笠間市の教育委員会はお持ちなんですか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） そういう文部科学省からの説明とか、それから法的にはやらなければならないということは理解しているところであります。

ただ、これは学校にこれまでやってきてない部分がありますので、やらせるとなると管理職の負担感等も問題になってきます。本当に、勤務時間管理が学校教育の向上につながるのか、そして教職員の質的向上につながるか、長時間勤務の改善につながるのか、十分に検討していかなければならないと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 勤務時間管理が学校の向上につながるのかって、そういうことではないでしょ。管理者として、教職員が何時間働いたのかっていうのはちゃんと管理するというのは管理者の責任じゃないんですか。そこをノーズルにしておくというのが今の長時間労働の実態を生み出しているんだ、文科省はそこを指摘しているわけでしょ。文部科学大臣も指摘をしているわけじゃないですか。

そうすると、10月に年に1回自主申告で調査をするだけじゃなくて、もう少しきちんとした先生方の労働時間、勤務時間が把握できるような、そういう取り組みをやるべきじゃないでしょうか。そして、日常的にきちんとして管理ができる、そういう制度やシステムというのをつくるべきじゃないんですか。そういうご認識は管理者としてなぜ持たれないんですか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 教育委員会では学校から報告を受けております。年3回以上学校訪問を実施しております。その際、校長より教職員の勤務状況につきまして、文書そして口答での報告をもらっているところです。さらに、授業参観等を通して教職員の様子を観察しております。また、校長、副校長、教頭の面談を年3回以上実施しており、その際にも教職員の様子を聞いているところであります。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） そういうことを聞いているわけじゃないんですよね。システムとして、制度として、教育委員会として、笠間市の教職員の管理責任者というのは教育長じゃないんですか。すなわち教育委員会でしょ。県費であったとしても。そうならば、教

育委員会として校長先生がどういうシステムできちんと教職員の勤務管理をするのかというのはきちんとすべきじゃないんですか。そこを管理者としての責任放棄じゃないんですか。

○議長（海老澤 勝君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 今年度、教職員の長時間労働につきましては大きな課題であるとしておりまして、ことし取り組む大きな課題と考えております。そこで先ほど議員がおったようなことにつきましても、校長と協議をしまして検討してまいりたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 国のほうも、当然文科省が今いろいろな教育関係団体から事情を聴取して、国のほうとしても考えるというふうにおっしゃっているんですけども、私は確かにうまく方法はないと思うんですよ。管理者の目視管理と自主申告と職員、先生という仕事の中身からいって、それはいたし方ない部分もあるかなと思うんですが、私が問題だと思っているのは、そういう学校の先生方、教職員の労働時間がどれぐらいになっているのか、どういう職場環境で働いているのかということにきちんと把握をするという、そういう責任が教育委員会にはあるんだということをもっときちんとその責任持っていたら、制度的なものについてどうしていくのかという、各学校校長先生や教頭先生の指導をしていただきたいということを最後にお願いをしたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 答弁は求められてはおりませんが、働き方改革が、我々一般行政、教職員の場でも、国全体でも大きな課題となっておりますので、働き方改革の本部長である私のほうから、市の行政の職員の働き方について、考え方を申し上げさせていただきます。

行政運営は、もちろん現場の職員が健康でやりがいを持って働いてこそ行政サービスの充実が図られるものだというふうに私も思っております。そういう中で、議員もおっしゃったように、行革によって合併以来職員の数を大分減らしてきたところがございます。

一方で、地方創生とか国のいろいろな新しい取り組みの中で、基礎自治体を取り組まなくてはならないものもかなりふえてきておりますし、住民の人口減少、また、社会保障の拡大によって、住民からの要望もかなりふえてきているところがございます。

しかし、一方で、先ほど申しましたように、職員が健全健康で働く環境づくりを我々は行っていかなければいけないということで、国と連動して新しい働き方改革にスタートを切ったところでございます。

先ほど、答弁でもございましたように、100時間以上の、例えば労働時間の一つの課題になっているのが、集中的な時期の確定申告だとか、さらには選挙の期間でございます。確

定申告含めて、この働き方改革を進めていく上では、私は住民サービスのあり方まで踏み込んでいかなければならないんじゃないかなと思っております。

民間も、例えば競争激化によりまして、サービス合戦によって、結果的に24時間営業だとか、そういうふうなことが今見直しをされておりますけれども、我々はサービスを低下させるということではなくて、ただ、サービスのあり方は考えていかなければいけないんじゃないかなと思っております。

例えば、確定申告も、しからば今3カ所でやっているのを2カ所にするのか、1カ所にするのか、選挙制度も国の規制改革委員会のほうに申し上げているんですが、例えば期日前投票が朝8時半から夜8時までやっている。必要ないんじゃないかと。6時で終わりにしてもいいんじゃないか、そういうことを規制改革のほうにも申し上げております。

いずれにせよ、現場の職員が精神的な問題で今13人の職員が、先ほど答弁させていただいたようなことで休んでおることの事実もございまして、その辺はしっかりと取り組んで頑張ってもらいたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 市長、ご答弁ありがとうございます。多分、市長部局のほう、いわゆる職員のほうは、市長もおっしゃっていただいていますからきちんと管理はできるんでしょうけれども、これ、全国的な問題でもあるんですが、私はやっぱり学校の先生、特に若い先生が学校の先生になり立てでメンタルになって、なかなか学校に行けなくなるという、そういう実情も実際に笠間で見たりしていますので、教育委員会のほう、ぜひとももう少し力を入れてやっていただきたいということを重ねてお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、禁煙の推進と受動喫煙の防止対策についてでございます。

平成24年3月に策定をされております笠間市の健康づくり計画、これ、最初の計画なんですけれども、ここには具体的施策の展開の中の喫煙というテーマの項に、施策の展開として、喫煙や受動喫煙についての有害性の広報・啓発事業及び喫煙防止教育の実施を基本に、分煙・禁煙環境を拡充しますというふうに書かれています。具体的に三つやると。一つは、未成年者を対象とした喫煙防止教育・指導の強化、二つは、喫煙や受動喫煙の有害性の広報、そして三つは、公共施設等の分煙化や禁煙化の強化と受動喫煙防止条例の検討というふうになっています。

これがことしの3月にでき上がった新しい健康づくり案、新しい健康づくり計画ではないですね、健康づくり計画の後期版ですよね。後期計画が立っています。この計画の中身を見せていただきますと、先ほど申し上げました三つのうちの3番目、公共施設等の分煙化や禁煙化の強化と受動喫煙防止条例の検討というのがないんです。

これまで、市がこの健康づくり計画に基づいてやってきたことは、例えば受動喫煙の有害性の広報啓発というのは講演会をやったりだとか、広報をしたりとか、いろいろやられ

てきたんだと思います。

それからもう一つは、公共施設を全面禁煙にするということもやられてきた。この市役所の本庁舎は敷地内全面禁煙になっています。そういうことをやってきて、後期計画の中では受動喫煙対策は何も書かれていない。そういうふうには文章を読みますと、私はこの受動喫煙対策、市がやっているのは、ただ公共施設を禁煙化するだけ、それしかやってないんじゃないか。それは結果的に、公共施設から喫煙者を排除している、そういう受動喫煙対策しかやってないんじゃないかと、そういうふうにはしか私はこの健康づくり計画からは読めないわけですけども、市としてはどのように考えているのか、ご説明をお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 14番石松議員のご質問にお答えいたします。

成人の喫煙は法的にも認められております。また、たばこは個人の嗜好でもあり、たばこによる健康被害の考えは本人の自由選択とされ、喫煙はマナーが重要かと思われま

す。また、非喫煙者の権利は、たばこの煙は非喫煙者に不快感のみならず、健康被害も与えることも明らかになった今、受動喫煙防止のための規制強化を求められています。

先ほどの働き方改革のお話の中でも、働き方に関して、やはり職員の健康が一番大事だというお話もあったように、これから私どもの考え方は、禁煙の推進、健康増進という立場から、たばこを要因とする病気の予防と健康寿命を延伸するための予防医学を進める観点から、受動喫煙対策が喫煙者排除するものではないという考え方で事業を展開しております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 喫煙者の排除ではないということであるのであれば、市の喫煙防止対策の具体的な取り組みというのは何なんですか。

○議長（海老澤 勝君） 健康増進課長下条かをる君。

○健康増進課長（下条かをる君） 石松議員のご質問にお答えいたします。

平成28年笠間市健康づくり市民アンケートによる笠間市の喫煙状況は、喫煙習慣がある人は40歳から64歳に多く、女性では30歳代に多くなっています。平成24年と比べ、男性では9.5%、女性では2.3%と、全体的に減少しております。

喫煙者の54.2%がやめたいと禁煙の意思があり、喫煙における健康被害については、約80%の人が認識しておりました。

未成年の喫煙状況では、中学生の喫煙経験者は0.5%、高校生で12.2%があり、喫煙における健康被害や未成年の喫煙が法律で禁止されることを知っている方は9割以上の回答がありました。

また、受動喫煙の機会に関しましては、ほとんど毎日あったという中学生は15.1%、高校生は31.3%、20歳代、30歳代は20%前後となっております。

この結果を受け、平成29年3月に策定した笠間市健康づくり後期計画の健康増進計画の中で、具体的な対策として、たばこが健康に及ぼす影響についての十分な知識の普及、未成年者の喫煙防止、妊婦の喫煙が妊娠中に与える弊害についての啓発、受動喫煙の害の理解と環境づくり、禁煙希望者に対する禁煙支援を関係機関と連携をいたしながら、健康寿命延伸を目標に取り組んでまいります。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 健康増進計画の中にあるデータは私見ているんです。言われたくてもわかりますよ。ただ、認識していただきたいのは、禁煙の意思について、喫煙者の半分はやめたいと言っているけれども、半分はまだやめたいとは言われてないという結果が出ているわけですよ。私はこの部分を問題にしているわけですよ。

今説明があった話というのは、一問一答方式ですからもとに戻っちゃいけないんですけども、質問の中で言ったでしょ。結局、啓発とか教育とか広報とかはやっているけれども、具体的なハード面のことは敷地内を禁煙にする、公共施設内の、それしかやってないでしょと。そういうハード面での受動喫煙防止対策というのはないんですかということを知りたいんですよ。そういう部分についてはどうなんですか。

○議長（海老澤 勝君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） ハード面のほうは含まれておりません。あくまでも、健康増進課の作成しました健康づくり計画の禁煙という部分で考えられますと、やはりたばこは吸わないという形で考えておりますので、部屋をつくる、つくらないとか、そういうスペースをつくる、つくらないではなくて、たばこを吸わない方向で推進してまいりたいと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 健康増進課はそういうことかもしれないけれども、私の質問はそういう質問をしているわけじゃないんですよ。何ですか、その言い方は。

私は具体的な受動喫煙防止対策の取り組みは何なんですかと通告して聞いているわけですよ。それは打ち合わせのときもちゃんと聞いたじゃないですか。そういう答弁ってないんじゃないですか。議長、失礼だと思いますよ。答弁をやり直してください。

○議長（海老澤 勝君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 再度答弁させていただきます。

健康づくり計画の中で、いわゆる受動喫煙法ではなくて、対策の中で、全面禁煙と受動喫煙という選択肢がございます。その中で、今までの経緯の中では、敷地内禁煙を設ける目標の中で、まずは分煙、それから敷地内禁煙という形で健康づくり計画の中でうたってきたと思っています。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 繰り返しになりますけれども、敷地内禁煙だけやって受動喫煙

防止対策にはならないでしょ。その後の受動喫煙防止対策ってなぜないんですか。

次の質問では、私はダイバーシティの観点が必要だというふうに通告はしておりますけれども、ダイバーシティという観点は、多様な人材を積極的に活用するという意味です。多様な人材を認めて、そういうまちづくりをするっていうのであれば、当然、喫煙者と非喫煙者の共存の環境づくりって必要なんじゃないですか。受動喫煙防止対策っていうのは、施設内を禁煙にする、敷地内を禁煙にするだけじゃないでしょ。そこから先の施策というのが必要なんじゃないですか。そういう施策については、なぜ考えたりとか、提案したりとか、検討したりというのはされないんですか。

○議長（海老澤 勝君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） まず、たばこに関しての害という部分で考えさせていただきますと、厚労省のほうでよく参考資料としていただいている産業医科大の大和 浩教授のお言葉を引用させていただきますが、基本的にたばこはPM2.5のかたまりだと。たばこの煙は粒子が小さいだけではなく、60種類以上の発がん性物質を含んでいます。呼吸で肺の奥まで入り、心臓病や気管支炎のぜんそく、肺がんなど増加しますと言っております。

あとは、たばこの煙は人が運ぶという形で、三つの被害として提示しております。一つは、第1次喫煙としまして喫煙本人が肺に吸い込む被害です。次が第2次喫煙としまして吸った本人が他人に吸わせてしまう被害です。あとは第3次喫煙としまして、喫煙後に肺に充満したたばこが、吸った方ですが、その方が部屋に戻ったり、席に戻ったときに、肺から3分間ほどたばこの煙が出てしまうということがあります。

また、あと、たばこの煙が空間や髪の毛、衣類に付着しまして、たばこの粒子が付着した状況で、例えば子供とかペットに触れれば、当然危険を及ぼすということで、病気の原因や、特に妊産婦、出産の悪影響、乳児の突然死症候群のリスクも関連することによって、たばこという害を未然に防ぐためには、やはり禁煙という考えで私どもは考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 答弁、かみ合っていないですよ。禁煙の必要性はよくわかりますよ。私もサードハンドスモークも含めて、はっきり言って私も嫌ですよ。そういう被害には私も遭いたくないというふうに思うほうですよ。喫煙と禁煙とどちらを選択するかと言ったら、禁煙のほうを私は選択しますよ。

問題は、確かに健康のことを考えたら禁煙するのがいいかもしれない。でも、たばこ吸っている方いるわけでしょ。たばこというのは法律で禁止されているわけでもないわけですよ。しかも、先ほどの健康増進のアンケートを見たら、吸っている人の半分はまだやめたいと思ってないわけじゃないですか。そういう人の存在は無視はできないと思うんですよ。そういう人を公共施設から排除するという、結果的にそうなっているでしょうと。それでいいんですかということですよ。

じゃあ、公共施設からの外についてどうなんですか。今、市役所の中、敷地内禁煙にな

っていますよ。しかし、8時間働いている人、8時間ずっとたばこを吸わないでいるんですか。議員だってそうですよ。ずっとたばこを吸わないでいるんですか。来庁者だってそうですよ。たばこ吸いたい人がずっと吸わないで我慢しているんですか。敷地の外に出て吸っているわけじゃないです。敷地の外に出たら、それでいいんですか。敷地の外に出たときの受動喫煙対策ってちゃんと考えるべきじゃないんですか。それはたばこをやめろと言うだけじゃなくて、敷地の外で吸っている人たちが受動喫煙被害を他人に与えないようにする、そういう環境をつくっていくというのが行政の役割じゃないんですか。ただ、敷地内を禁煙にするだけ、それでは私は不十分だと思いますよ。そこを私は言っているわけです。健康増進、健康が禁煙と喫煙の健康的な立場から立ったら、禁煙と喫煙どっちがいいって禁煙がいいって、それは当たり前のことじゃないですか。

そうじゃないですよ。私が言っているのは、共存ということを行政は考えるべきですよ。喫煙している人がいるわけですから。そこはそういう立場に立たないといけないんじゃないですか。健康増進課云々じゃないですよ。行政の立場を言っています。答弁ください。

○議長（海老澤 勝君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 敷地内の禁煙、当然そこにはたくさん大勢の方がいらっしゃいます。そこには働いている職員もおります。市民の方も用事でいらっしゃる形になっています。喫煙という部分のところで考えますと、当然たばこを吸いたい方は、それはたばこを吸いたい。そのほか、吸わない人はその煙から私たちの健康を意識してほしい、管理してほしい、煙の害を与えないでほしいという話はございます。

今議員がおっしゃったことで、8時間働いている職員が、じゃあ吸えないのかとといいますと、当然始業時間、始まる時間の前とお昼休み、仕事が終わってからという部分は拘束されておりませんので、敷地内の禁煙は守っていただいているとは思っていますので、来庁者の市民の皆さんもこの中でたばこは吸えないという形の部分で認識されておりますので、喫煙が可能な場所でたばこは吸われているのかと思われまます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） だから、喫煙可能な場所で吸われているかと思いませんじゃなくて、喫煙可能な場所で吸っている人は、きちんと受動喫煙対策ができるような環境や条件づくりをするというのが行政のやる施策の中身でなければいけないんじゃないんですかということをおは申し上げているわけですよ。

そういうふうにと考えると、よその自治体でやっていることなんですけれども、たばこ税、これは約5億4,000万ぐらいですかね、年間、多分収入が笠間市にはあると思うんですけれども、たばこ税自体は目的税ではないので、用途を決めるわけにはいきません。しかし、例えば5億4,000万のうちの1%、540万、あるいは3%、その3倍ですか、1,500万、そういうものをそうした敷地内禁煙以外のハード面での受動喫煙対策に使うとか、そういうこ

とというのはなぜ考えないんですか。

○議長（海老澤 勝君） 健康増進課長下条かをる君。

○健康増進課長（下条かをる君） 石松議員の質問にお答えいたします。

先ほど、たばこ税は地方税法で定められた普通税であり、徴収して、税金は一般財源となりまして、一般財源の中で市の施策の全般において使用されております。

今回、ハード面というお答えでございますが、健康増進課、本市といたしましては、WHOが提唱する理念に基づき、健康都市を宣言いたしました。本市は一般財源の中でも生活習慣病対策の一環として受動喫煙防止や禁煙を推進していくもので、市民に広く周知していく、そして啓発・教育をしていくということが健康づくり後期計画の中で、市民の皆様も入っていただいた協議会の中で決定されたことですので、それを続けて推進していきたいと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 私もその協議会に入っていましたけれども、敷地内禁煙をするだけで受動喫煙対策は終わりだというふうには全然認識していませんよ。そういう計画の中身じゃないでしょう。それは明らかに認識違いですよ。

そして私はこの目的税じゃない、普通税であるたばこ税を使いなさいと言ってないでしょうよ。たばこ税の1%とか2%に当たる金額を受動喫煙対策の施策に充てたらどうですかって、そういう考え方ってあるでしょうと。そういうことを検討しないんですかということを行っているんですよ。普通税を目的税化しようなんて笠間市できるわけないでしょ。国の課題なんだから。そういうことは言っていません。それは言うておきます。

そうすると、この受動喫煙防止対策というのは、ガイドラインをつくっていただけませんか。ガイドラインをつくってくださいよ。このガイドラインの中で討論しましょうよ。執行部と一緒に。健康増進課と一緒に。これ、何にもないじゃないですか。ただ、敷地内を禁煙にするだけで終わっているでしょ。ガイドライン、ぜひつくってください。

○議長（海老澤 勝君） 健康増進課長下条かをる君。

○健康増進課長（下条かをる君） 先ほどからお話しさせていただきますように、私ども健康増進課の計画といたしましては、この健康づくり後期計画の中に施策として盛り込ませていただき、ハード面についてのことは検討されておられません。この中で受動喫煙対策について、やはり啓発それから教育を進めていく方針でございますので、ガイドラインは策定いたしません。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） それ、どういう意味ですか。ガイドラインは健康増進計画、最初つくった中では、ガイドラインあるいは受動喫煙防止条例を検討します、これ、前私が質問したときには当時の健康増進課長はそういうふうに答弁しているんですよ。いつ変わったんですか、それは。

○議長（海老澤 勝君） 健康増進課長下条かをる君。

○健康増進課長（下条かをる君） 前期計画の中で策定することも含めて検討するという
ことで、策定するとは申し上げてないかと思います。

今回、この後期計画を策定するに当たりまして、市民アンケートを行い、そして協議
会を開かせていただいて、この政策は決定されたことでございますので、受動喫煙対策は
それだけではなく、生活習慣病中の増進計画の中の一つでございますので、ガイドライン
としては策定する予定はございません。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） それは行政として無責任ですよ。ガイドラインをきちんとつく
って市民に示すということが必要なんじゃないですか。ガイドラインをつくらないにして
も、ガイドラインをつくる作業を通して市民と意見交換をするということも必要なじゃ
ないですか。検討するということは言った。検討した結果、つくらないとなったんだっ
たら、どういう検討をしてつくらないとなったのかというのは、議員が質問しているん
ですから、議員に対してきちんと説明すべきでしょうよ。それは説明しないで市民と議
論しているから、作りません。前期計画には検討します。答弁でも検討しますと答
弁しておいて、それは何ですか。ばかにしているんですか、議員のことを。ちゃん
と答弁してください。

○議長（海老澤 勝君） 健康増進課長下条かをる君。

○健康増進課長（下条かをる君） この計画を策定するに当たりましては、市役所
内の関係機関との協議会を経ました。そして健康づくり計画策定の外部委員会の中
には、医師会、歯科医師会、市民団体、学識経験者、議会の代表の方にも参加して
いただいております。その協議の中で決定されたことでございますので、ガイドライン
の策定については今は検討しておりません。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 検討の経過とか、そういう説明も何にも説明しないで協
議会で決まりましたって、それで検討しません、失礼でしょ、それは。何にも議
論してないじゃないですか。議員と議会に対しては。

まあ、いいですよ。ガイドラインをつくらなくてもいいんですけども、じゃあ、
受動喫煙対策、ハード面とソフト面、どういうふうにこれから具体的に進めていく
のかというのは、ガイドラインをつくらなくてもいいですから、議会にちゃんと説
明してください。

○議長（海老澤 勝君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 先ほど、何度もおっしゃっているように、た
ばこのこと、健康増進、健康寿命の延伸という目標の中で笠間市の健康づくり計
画をつくっておりますので、たばこに関しての部分、今ご質問のあったハード
面の部分は当課及び部内でも協議しまして、検討させていただきます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） きちんと示してくださいよ。示さない限り、私は続けてこれは何回も質問します。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 私のほうから若干補足をさせていただきたいと思います。

受動喫煙対策については、今国でも盛んに議論をされておりまして、いろいろ賛否両論ありまして、国のほうもまとまってないというような状況でございます。

石松議員も先ほど質問にありましたように、たばこの害は認めていただいているようでございますし、私どもとしては、今公共施設は前面敷地内禁煙にしている所と、例えば公園だとか体育館だとか、あと、勤務場所では消防署が24時間勤務、そこは分煙という形でさせていただいております。

市民の健康を守るという意味では、やはりきちんとたばこの害についてを市民の皆さんに知っていただいて、喫煙者を減少させていく、もちろん、職員の喫煙率も下げていくという取り組みをしっかりと行っていきたいと思っております。

ただ、喫煙者を我々は否定しているわけではございませんので、喫煙者が吸えるような場、それは公共施設に限らず、民間も含めたまちづくりの中で考えていくことなのかなという感じも持っております。国の方針も当然参考にしなければいけませんので、また、このことについては引き続き検討をさせていただきたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時15分より再開いたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、13番西山 猛君の発言を許可いたします。

〔13番 西山 猛君登壇〕

○13番（西山 猛君） 13番西山 猛です。一問一答方式で質問いたしますが、質問に先立ちまして確認したいことがあります。

まず、地方公務員とは、地方公共団体の事務事業に従事する職員、こういう感覚でよろしいですね。そして、地方公共団体とは、一定の区域、住民が主体となっていてでき上がっている一定の区域、これを言います。つまり、主役は市民であるということ、そして我々議員も二代表制の中で地方議会の議員として選ばれてここにいるわけでございます。

二代表制ということは、一つは座っております市長、市長は1です。そして我々22名議員がおります。この議員は22名で1です。つまり、ここで1対1というバランスがとられるわけでございます。そして我々は選ばれました。スーパーに並んでいる肉や野菜、一緒

です。選ばれました。市民に買ってもらいました。新鮮じゃなけりゃいけないということを念頭に置きまして、一般質問をさせていただきます。

大項目1、市未利用地の利活用と地域活性について。小項目①市有地のうち、主な未利用地をお伺いいたします。面積、あるいは場所等で群を抜いているものを挙げてください。よろしく申し上げます。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 市所有地のうち、主な未利用地についてでございますけれども、主な未利用地といたしまして4件ほど挙げさせていただきたいと思っております。

初めに、笠間市下郷字芝山4439番14ほか1筆、旧岩間町役場跡地、3,004.75平米でございますが、用地の一部を岩間商工会事務所敷地といたしまして165平米を貸し付けしてございます。

続きまして、笠間市飯田字温石1951番1ほか2筆、山林26万7,626平米でございますが、こちらのほうにつきましては、民間事業者から太陽光発電施設の事業用地として使用したいという要望が出ておりまして、現在協議中でございます。

続きまして、笠間市下市毛字荒地前1382番5ほか5筆、山林及び雑種地並びに宅地でございますが、3万7,367.75平米でございますが、現在、隣接で国道355号線のバイパス工事を行っているところでございます。

最後に、笠間市押辺字車田1273番1、宅地でございますが、2,979.95平米でございますが、平成21年度まで倉庫が建っていた土地でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 部長、答弁先走っていますよ。まだそこまで入ってないですから。よろしく申し上げます。

未利用地が要所、要所であるということで理解しました。

①を終わりにします。

②に入ります。その用地の取得目的、当時ですね、岩間駅前の旧役場跡地については、これは跡地ですから、取得したものについてを伺います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 一番最初になります笠間市飯田地区の山林でございます。こちらのほうにつきましては、閉鎖登記簿及び旧土地台帳のほうの権利部のほうを確認いたしました。昭和31年当時、笠間町での登記が最も古く、取得の目的につきましては不明となっております。

続きまして、笠間市下市毛の雑種地ほかでございますけれども、こちらのほうにつきましては、昭和45年当時、笠間市開発公社が取得した土地でございます。その目的といたしましては、私立の学校の誘致でございまして、一度学校法人に名義が変更されましたが、学校建設が断念され、現在は笠間市の所有ということになってございます。この土地につき

ましては、当初「陶炎祭」の会場として昭和57年から平成4年まで利用されてございました。

最後に、押辺の宅地でございますけれども、こちらのほうにつきましては、旧土地台帳におきましては、明治41年当時、国のほうから南川根村が払い下げたという記録が残っております。一時期、養蚕組合がこの土地を使用しております、その後平成21年度まで市道管理用の資材置き場として使用してございました。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 飯田の件は置いておいて、岩間の駅前に現在、交流センターが建設中であります。これを取得したときの記録ありますか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうにつきましては、平成8年2月22日のほうに取得をしております。当時の取得目的でございますけれども、岩間駅西側の活性化推進のために取得をしております。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 活性化推進って客観的でわからないんですが、具体的に何をどうするという目的だったんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 契約書のほうにうたわれている部分につきましては、公営住宅事業という形で記載されてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） そのとおりですね。公営住宅用地ということで取得した。現在は交流センターが建設中だということでございます。もちろん、時代の流れがありますから、当然いろいろ事情が変わるのはいたし方ないことだと思います。

それにしても、平成8年当時、決して安い土地を買ったわけではないと私は認識しておりますが、目的というのは、市行政が、当時の町ですね、行政が目的化してあるものを塩漬けにして、結果として違うことになってしまった。それは時代の流れとして、これ、いかがですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 目的の以外ということでございますけれども、議員おっしゃるとおり、時代の流れとともに目的は変わってくる部分があると考えております。そういった中で、何に使えるかということについては、いろいろ協議していきたいというふうに思っております。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 私は、国家は100年の大計を見ると、このように理解しているんです。ただ、現行の社会というのは非常に流れが速いです。じゃあ、50年先を見ましょう。

ちょうど昭和の合併から平成の合併までおよそ50年。この50年でどんなふうに地域が変わった、町が変わった、市が変わった、こういうことを教訓にして、今後の50年、こんなふうに考えると、いろいろなところで理不尽なことが見えるなど私は正直思っております。

例えば、今の土地取得の問題もそうなんです、議決しているんですね。議決。ということで、つまり公営住宅用地、ひいては駅西側の発展、活性化のために公営住宅用地として取得しているんです。で、議決をしているんです。そうですね。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 土地については議決をいただいて取得しているというふうに認識しております。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） つまり、当時の町と当時の町議会は町民に対して約束を果たしてないんだ、こういうことになろうかと思っております。つまり、一定の計画、たしか第4次総合計画かなんかだったと思うんですが、計画の中に駅周辺の整備の中にいろいろなことを組み込んだのかなど。その中に当然起債、つまり借金もしているでしょう。そういう中で議会のチェックを経て、だったらいいだろうということになっていたはずだったんですが、現在は違う。でも、それは時代の流れという言い方だけでは、これは1起業家が企業を興して、うまくいかなかったからやめようっていう時代の流れとかっていう発想とは違うんじゃないのかなと思っております。

いずれにしても、地方公共団体の長、あるいは幹部が刑事事件で裁かれるということは、もちろん贈収賄とかあれば別ですよ、そうじゃなくて町を破綻させてしまったとか、再建団体にさせてしまったとかいったときに、刑事罰を受けるかといったら、そんなことはないですもんね。

かといって、じゃあ、議会はどんな立場なのかといいますと、私はやはり選挙を経て、市民の代表として公平公正な視点、そしてこれから10年、20年、50年後を見据えて議決をしていると、そのように考えておりますが、議会の立場、これも考えていただいて、これからの質問、さらに掘り下げていきたいと思えます。

飯田地区の飯田の話が出ました。山林の話。これ、今回打ち合わせをしているとおり、具体的にこの話をほぐしていきたいなと思っております。これは既に全員協議会等で報告はしております。でもその報告の中で、これは議決案件ではないということです。つまり土地を貸すだけなんで、議会の議決を経なければならないという自治法には関係ないんだということでもあります。果たしてどうでしょうか。そういう理屈がとおりますか。通らない理由はこれから質問していきますが、まず、既に資料でいただいておられます。説明をいただいておられます。これ、ちょっとほぐしてみたいと思うんです。

「飯田地区内市有地借用同意願への対応について」ということで、去る4月21日の議員全員協議会の中で説明をしております。いろいろ経緯があるんですが、平成26年2月27日

に事業者から公有財産借用の申請があったということなんですが、これ、間違いありませんか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 間違いございません。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） これを受けて、庁内の、役所内の公有財産利活用検討委員会というのがあったんですね。あったって、無責任な言い方ですけども、あったんですね。で、将来の貸し付けに向けて進めることとした。これ、どんな議論したんですか。誰がトップだったんですか。トップにいたのは誰ですか。組織の。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 委員長が副市長となっていて、当時の関係部課長が委員となっていました。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 副市長ですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 委員長は副市長でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 正式名称は公有財産利活用検討委員会で、その責任者は現在の副市長の久須美副市長でよろしいですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） それで貸し付けに向けてということなんですが、貸し付けに向けてって、既にこの段階で太陽光の事業をやる会社だったんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 太陽光をやる事業者でございました。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 年が変わって平成27年7月6日、市と事業者で将来の貸し付けに向けて確認し、合意、もう貸すということで決めたということですね。これ、間違いありませんか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうにつきましては、将来の貸し付けを約束するものではなく、開発等の書類の申請をするためにその事前の処理を作成するための合意ということになってございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） もう1回答弁してもらってもいいですか。何の合意ですか。合意。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 開発等の申請書を作成するための書類の同意でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） わかりましたか、皆さん。書類の同意、作成する同意、そんなもの勝手にできるじゃないですか。何でそんなこと、いちいち合意が要なんですか。そこをよく説明をしてください。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 申請の設備のほうの認定のほうに必要なための同意ということになります。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） よくわからないんですね。それ、どういう意味ですか。じゃあ、いいですよ。質問変えますよ。その点について。

それでは、今そんなこと言ったって堂々めぐりでしょうがないから。笠間市山口市長の公印は押されたものがあるのか、ないのか、これだけください。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 同意については笠間市として笠間市長の契約というか、同意の書類となってございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） その同意、合意書なんだか同意書なんだかわかりませんが、ここで見せるわけにはいかないんでしょ。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 内容については今のところ公開は予定してございません。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 非公開ということですね。公印のものがあつた。それが平成28年5月2日、事業者がかわつたということ。合意を交わした覚書なんだか何かわかりませんが、公印の押された書類を交わした、その事業者と別な事業者が乗り込んできた、こういうことなんです、いかがですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 事業のほうの継承ををした事業者のほうから、また新たな合意申請のほうが出ている状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 何、もう1回ちゃんと部長答弁してください。前権利の継承によりということで、合意内容の変更届が提出ということですが、間違いはないですか、これ。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうにつきましては、全ての権利を継承しました会社のほうから届け出のほうが出てきてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） その際、笠間市と交わした合意書を、それをそのまま前権利の継承により、いただいた現在の事業者が合意書だけじゃなくて、ペーパーだけじゃなくて、土地の取得、それから賃貸、これをしているんですが、間違いありませんか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 継承した事業者のほうで、個人の方から事業のほうの用地の取得とか地上権の設定のほうはしているようでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） ここで今イメージ考えてください。これは、市、本庁舎、それから教育棟入れた敷地、約1.2ヘクタールあるんですが、これの約23倍、27ヘクタール、27町歩という規模の山林ですね。計画そのものはおよそ100ヘクタールということですね。これ、ゴルフ場一つ入っちゃうんですね。そういう規模なんですけど、その約4分の1のスペースを市有地が担うわけです。

問題は、買っちゃったり、借りちゃったりしちゃったものを市が今さらノーって言えるんですか。4分の1占めている、それも核となる所、要所、かなめの所、ここを市が貸さないよって言ったらどうなんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 市の用地のほうにつきましては、今現在、事業者のほうに条件等を付してございまして、その条件の内容によって貸す同意をするか、しないかというのは判断していきたいというふうに考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 貸せるのか、貸せないのかじゃなくて、貸さないって言ったらどうなるんですかっていうこと。貸せない、まあ、いいや、その条件が市の条件に合わないんだと。じゃあ、それで貸せない、貸さないって言ったらどうなるんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうは想定の話にはなってしまいますけれども、市の土地抜きで開発のほうを考えることもあるのではないかというふうに思われます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 議決案件じゃないから皆さんで勝手にやってんでしょ。その中で、もし市が貸せなかったらどうなんだっていう想定は、当然当事者と合意まで結んで、それも前の当事者の合意をそのまま継承しているという、こういう、どっかで聞いたような話ですけども、こういうことを行う中で、話って感覚的に出ませんか。つまり、今受

けた業者、日本再生可能エネルギー株式会社という会社が、買ったり、借りたりして、賃借権を設定したり何かして、費用をかけて、実は4分の1、笠間市から借りられないんだといったときに、それは別に問題ないですよという感覚なんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうの土地のほうの賃借につきましては、地元の説明会なんかもやってございまして、地元のほうからもある程度要望が出ている状況でございます。そういった中では、市のほうがある程度先頭に立って、地元の業者と交渉していただきたいというような話も出ている状況でございます。そういったものも含めながら、検討していきたいと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 市が不動産業者みたいな仕事をしているっていうことですね。違いますか。どう考えても、これだけ投資をして、今これから笠間市がこの土地を、例えばですよ、地域の住民、それから議会、これはだめだと。なぜだめだか、これから説明しますが、答弁求めますが、だめだとなったときに、この業者、しょうがねえ、これはばくちだからって、こんなふうになりますか。つまり、どういうことかという、合意書と一緒にその約束をとったからスタートしたと、私は認識しているんです。企業ですよ。違いますか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 一番最初の事業者と合意に至ったときでございますけれども、実施につきましては、貸し付けの義務を負うものではないという形で合意のほうは至っている状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） じゃあ、こういう質問にします。それじゃ、貸さないという、貸せないんだと、こういうことだと。笠間市の市有地は市民のものだから、市民がノ一って言うてるから貸せないんですよといったときに、それは相手には伝わるんですか。ああ、そうですかってなるんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 今回の貸し付けにつきましては、今の段階の考え方といたしましては、市の未利用地の有効活用を図るということと、市民の方の事業用地のほうですけども、ほとんどの方が契約されていると。そういった部分も含めまして、条件を付して今後検討をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 今本音というか、市民の人が契約している。要するに、地権者がもう契約しちゃっているからっていう表現ですよ。そのとおりですよ。

でも、そのとっかかり、なぜ業者がそれを買ったり借りたりしたのかというのは、市に

責任があるんじゃないですかって私は言っているんです。それを言っているんですよ。

それは相手の解釈かもしれない。じゃあ、100歩譲ろう。相手の解釈かもしれない。この合意書に基づいてこれは進められると確信した。なので、全て権利も、権利ということはつまり買ったんでしょ、その権利をね。所有権にしても、賃借権にしても、買った。それを買った。開発行為対する全てのもを買った。それは今はやりのそんたくみたくなっちゃうんじゃないですか。どうなんですか。そこは曖昧じゃないですか。

条件がって、じゃあ、条件の話をししましょう。事業同意に当たって提示する条件等(案)、これももう既に説明されております。他者への事業権利の譲渡は事業同意を無効を対象とすること。そもそも、よそからもらったやつを、今度はほかにはやっちゃいけないよって、それ、どういうことなんですか。やったっていいんじゃないですか。違いますか。最初の1回目はよくて、2回目だめなんですか。めちゃくちゃでしょ、これ、やってること。どうですか、その点。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） この事業の権利を譲渡しないことということにつきましては、今までやってきた中で今度条件を付していくわけなので、それが価格自身担保されるかどうかという部分も含めまして、事業譲渡はしないことということで条件を付しているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 平成28年6月15日、議員全員協議会で、市有地借用申請の対応についての説明ということ、記録残っていますが、これ、太陽光の条例、正式には「笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例」、これ、いつ施行されましたか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうにつきましては、平成28年6月15日、条例第23号でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） そのとおりですよ。この条例、まさに、貸す、貸さない、騒いでいる真っ最中の出来事なんです。6月15日、目的、これ、すばらしいですよ。市内における太陽光発電設備の設置に関し、住環境への配慮、自然環境の保護、地域関係者との調和、地域社会の発展、これを目的としている。これについて整合性はどうですか。整合性。この条例と、今部長一生懸命積み上げてきましたけれども、約27町歩の山林を貸す。貸すって山林のままじゃないですからね。どうですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうの条例のほうの業者のほうの責務といたしましては、三つほど挙げてございまして、笠間市の自然環境及び生活環境に十分に配慮し、事

業区域内の住民と良好な関係を保つように努めなければならないということが1点でございます。

2点目といたしまして、この事業に必要な公共施設をみずからの負担と責任において整備するよう努めなければならない。

三つ目といたしましては、事業が終了したときに、速やかに原状に復帰するように努めなければならないというふうに決まっております。こういったものを含めまして、事業者のほうにつきましては、地元とのほうの協議のほうを進めていただきたいというふうに指導しているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 質問を理解するように部長に促してください。

いいですか、目的、目的はどうなんですか。このあなた方が今まで進めてきたこととこの目的、条例化したときの目的が、その整合性はどうなんですか。業者の責務の問題じゃないですよ。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） この条例を策定したときの目的ということでございます。こちらのほうの条例をつくる前につきましては、太陽光等を設置するときのための規則というか、そういった部分がございますでした。この条例をつくることによりまして、地元のほうの説明会を行ったりとか、そういった部分も実施するということになってございまして、そういった部分では適正に施行されているというふうに考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） あなた方担当者がアクセルだとします。そしたら、これは都市建設部か、扱いはね、都市建設部がブレーキだ。この条例はブレーキだ。そうでしょ。

じゃあ、一番大事なものは何かというと、いいですか、市がつくっている条例で、市の土地を、まさにど真ん中、対象にしているということ。対象になってしまっているということ。それも規模が違うんです。規模が。これ、たしか1町歩以上の規模からの対象になっていますよね。この条例からいくと。100町歩ですよ、100倍。その4分の1を市有地がかかっている。一体、どういうことですか、これ。その整合性はありますか、ありませんか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 整合性のほうはあるというふうに考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） どの点ですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうの条例につきましては、こちらに書いてありますように、地元との関係と調和を図っていくということになってございます。そういった

部分につきまして、地元の説明会等を実施していくとか、そういった部分で適正にやっていくということになっていると思います。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） まず、地元の説明はもちろんもとよりですが、自然環境を破壊する、この里山を壊すことで地域に及ぼす影響、特に農地、稲作農家に与える影響、これは考えておりませんか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 今回のこの条例の部分でございますけれども、地元に対してという部分もでございますけれども、各種法令等の認可を取っていると思います。そういった中では、調整池の部分であったり、自然環境の部分だったりとか、そういった部分の申請のほうをやっていて、その許可を得ていくという形になるかと思えます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 法を守れば、言い方を変えれば、法に触れなければ、何をやってもいいという、そういう解釈かと思うんですが、これは業者の目線ですからね。行政は必要なものはこうやってつくるの、必要じゃないものは廃止していくの。そして地域の環境や市の発展のために、事務事業を昼夜を問わずやっているのが皆さん公務員じゃないですか。冒頭言ったように、市民から給料もらっているんですよ。市民から。それが市民に対して裏切り行為は何かということをおしは言いたいです。いいですか。

大子町、袋田の滝、日本三大名瀑ということですので素晴らしい滝がありますね。あの滝が一時大きな問題になったことがあるんです。これはあの上の部分にゴルフ場ができたから。今まで濁ったことない滝が濁ってしまった。鉄砲水のように、雨の降った後に流れてしまふ、こういう事態になってしまった。これが現実なんです。

つまり、これだけの山を削るということは、今まで農地が田んぼで必要とされていた水を供給することは、私は100%なくなってしまうだろうと、思っているんです。二度と自然は我々が生きているうちは戻りませんよ。いかがですか、その見解。どうですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 今ご質問でございますけれども、とりあえず農地のほうにつきましては、大平地区とか金井地区、水のほうの心配のほうがされているような状況でございます。

そういった中におきましては、今回太陽光発電を設置する部分でございますけれども、西側の部分については設置しないような形で事業者のほうに条件のほうを提示していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 太陽光の現場の責任者みたいな答弁になっちゃうんで、余り地域の皆さんの感情を逆なでするような言い方をしないでいただきたいんですが、水利組合、

飯田地区農村基盤総合整備協議会、会員数99名、つまり99世帯あるわけです。それから金井地区基盤整備組合、これが63。63世帯あるわけですよ。人じゃないですからね。さらには、飯田地区農家組合数ということで10組合、10の組合があるんですね。さらに、今現在水利している、水を使っている水路の部分、水の部分、川の部分、ここが関係する農地39町歩。飯田地区全域の農地108町歩。この責任はとれるんですか。どうですか、部長。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうにつきましては、条件の中で必要な水のほうの対応をすることというような形で示していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） いいですか、部長。自然にかわるものはないんです。だから条件はないんです。いいですか。民間が民地を民間の業者に売る、企業に売る、で、何かを起こす。その際にいろいろな法令、順守事項があるでしょう。それをクリアしてやっていくものに対して、地元で例えば反対運動が起きた。でも、それは役所としてはこれが限界ですよということはあるかもしれない。

今回は笠間市がいわば主役ですよ。主役になって、自然をぶっ壊して、長年培った農業にかかわった人たちの将来を危惧する、そんな状況をつくり上げようとしているんですよ。それも山林を貸すということで。売るんじゃないんですよ。貸すんですよ。貸すということは、雑種地扱いになった山林はその固定資産税入りますか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 今、固定資産税のご質問かと思えますけれども、雑種地になった固定資産税のほうは市のほうに入ってくるということになってございます。

市有地の部分については入ってきません。民地を部分については、農地から雑種地になった部分については入るというふうに考えております。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） そのとおりですよ。じゃあ、農地を貸したい。でも、雑種地になって貸したときに固定資産税上がってしまうんじゃないか、そういう心配をしながら20年もどうなのかなとかというのが地主さん考えなんですよ。実際。

じゃあ、どういうことかということ、業者は固定資産税が発生しないと非常にいいんじゃないですかね。条件が優位になるんじゃないですかね。そう思うんですよ。

いずれにしても、自然を壊すということ、これについて、今一度太陽光の条例に照らし合わせて、整合性があると言ったわけだから、太陽光の条例に照らし合わせて、今一度問題はありますか、ありませんか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 太陽光の条例と照らし合わせということでございます。太陽

光の条例につきましては、自然と調和して地元と協力してやるというような形になってございますので、そういった部分では調和していると考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） いいですか、この条例はそもそも制限をかけようという条例ですよ。これをクリアすればやってもいいよじゃなくて、制限をしようという条例ですよ。第6条、市長が、豊かな自然環境が保たれ、結局自然環境を守ろうじゃないかということ为前提にこの条例は施行されていると私は理解しているんですが、制限するもの、これをクリアすればそれが問題ないんだというんじゃないじゃなくて、制限するものだと思っているんですが、いかがですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 制限する地域といたしましては、県の自然公園に該当する部分と自然環境の保全地域、緑地の保全地域という形でこの条例の中ではうたわれてございまして、今回の該当する場所についてはこの中の規制地区には外れていることになってございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） どうですか、後で、部長、私とこの条例見直しますか。ここに書いてあるんですよ、ちゃんと。市長は、いいですか、自然災害の発生が危惧される場所であること、その他の事由により必要があると認めるときは事業を行わないよう協力を求める区域を定めることができる。市長がですよ。市長ができるんですよ。理解してますか。部長、理解してますか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうの地区につきましては、林地開発許可の制度の内容についてということで、県のほうで定める部分がございすけれども、土砂の流出、または崩壊、その他の災害の発生の恐れがあるとき、水害を発生する恐れがあるとき、水の確保に著しい支障を及ぼすことがあるとき、環境を著しく悪化する恐れがあるときという形でうたわれているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） だから、それにドストライクでしょって言ってんですよ。今回の当該用地は。違うんですかって。それが民地で行政の物差しをもっていつて測っているわけじゃないんですよ。みずからがやっておかしいんじゃないんですかって言っているんです。

だから公印を押した段階で、もう後戻りできない状況だったんじゃないんですか。それがバトンタッチされた現在の業者、何の罪も何もない今の業者がそれを進めているという状況じゃないんですか。じゃあ、公印を押したその段階はどこなのかっていうことになってしまうんじゃないんですか。まあ、いいや、それはいいや。副市長にあと答弁してもらい

ましょう。

地元で、いいですか、地元で説明会とかっていうことをやっていますが、毎回出るのは水の問題なんです。水系や水質の影響、これなんです。これ、当然ですよ。これについてどう思いますか。地元の話ですよ。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 地元のほうからそういったご意見のほうをいただいているところがございます。そういった中で、農業用水につきましては、今回、太陽光パネルを張る部分の西側の部分にはそのまま張らないでやっていただきたいというような話が出てございます。

また、災害のほうにつきましては、調整池等を必要数つくっていただきたい、そういったような要望を上げているところがございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 地元への、いいですか、還元事業等を検討すること、これって具体的にどういうことですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 地元への還元事業でございますけれども、こちらのほうにつきましては、事業者のほうで何か地元へ還元できる事業がないでしょうかというような部分で話が行っているところがございます。

今回の事業者のほうにつきましては、他の事例で申し上げますと、学校等に太陽光のパネルを張ったり、あとは街路灯のほうの設備のほうの助成をしたりというような事例はあるようでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 某エコフロンティアかさまでそういう話ありました。地元へ還元する。いいですか、賛成と反対が真っ向から、で、地元還元ということで対策協議会と、二の舞じゃないですか。どうなんですか。二度とここにいる、この議場にいる皆さんが生きているうちに自然は戻りませんよ。どうなんですか。お聞きします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 今エコフロンティアのほうとの比較ということでございましたけれども、こちらのほうにつきましては、地元のほうの還元策という部分につきましては、市のほうが直接実施するのではなく、事業者のほうで実施していただきたいというふうに考えているところがございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 誰も市が主役じゃない、それは意味が違うでしょ。あそこも事業団が核となっている。任意の団体に出している。それと同じじゃないですか。そういうことを市が先頭になって、あるいは主役になって作り上げたんではまずいんじゃないで

すか。それは逆じゃないですか。地域の活性化や地域の発展を考えたときに、わざわざ、そんなに笠間市って苦しいんですか。27町歩の山林を貸さなくちゃならないほど、賃料幾らか聞いてもいませんけれども、どうなんですか。そんなに苦しいんですか。または企業にそんなに協力しなくちゃならないんですか。おかしいんじゃないですか。どうですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 貸したとしたら、年間の賃料でございますけれども、概算でございますけれども、今の試算の中では年間2,600万円を試算してございます。こちらのほうにつきましては、もし貸したとなれば、有効に活用していきたいというふうに考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） ありきの話はもう聞いてもしょうがない。地元の皆さんから申し入れ書あるいは要望書、あるいは反対の書面、これは笠間市のほうに出ておりませんか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうにつきましては、金井地区のほうの水利組合のほうから、こちらのほうの計画に対する変更要望書という形で出てございます。

内容につきましては、金井地区のほうにつきましては、太陽光の発電の場所が大切な水源地となるということから、西側の部分につきましては、できれば太陽光のパネルを張らないでいただきたいと、そういうような内容だというふうに理解してございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） その土地を貸して、市にそれを制限する権限はあるんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうにつきましては、事業者に対して西側の部分につきましては、現状維持に努めることということで条件のほうは付していきたいというふうに考えております。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 権限はあるんですか。やめろという権限はあるんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうの協議の中で、西側の部分については、実施しないでほしいということで実際に動いていきたいと思っています。

○13番（西山 猛君） そうじゃなくて、何回も質問して、権限があるのか、ないのか。ほしいというのは希望、市としては地域住民から言われたことをそのまま伝えてほしいということですよ。そうじゃなくて、権限はあるのか、行政として権限はあるのかって聞いているんですよ。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） この部分につきましては、市の土地という部分でございます

ので、ある程度の権限はあるというふうに考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 何ですか、そのある程度っていうのは。権限はあるのか、ないのか。じゃあ、分筆してそこを貸さないとかって、そういうことを言っているんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうにつきましては、分筆するという形ではございませんけれども、西側の部分については現状維持のほうで利用していただくということで指示のほうはしていきたいと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） じゃあ、権限はないということでもいいですね。ないという解釈でいいですね。権限はない、間違いありませんね。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうの土地につきましては、市の土地でございますので、権限はあるというふうに考えています。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） そうじゃなくて、今の話じゃなくて、貸した、今分筆もしないと言っているわけだから、貸した後に、市がその市有地を利活用することについて、事業者が、それに対して権限はあるのか。例えばこの条例に基づいてあるのかと、あるいは開発行為の何かにあるのかと、景観条例の何かにあるのかと、そういうことを言っているんですよ。あるんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） この事業につきましては、太陽光の関係の条例にも該当いたしますし、開発行為の関係の事業内容にも該当してくるというふうに考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） そういうことであれば、今後の水利について、この地区の皆さん百何十軒もの方がいるわけですから、この方々の補償というのはついて回ると言うんですが、それは市が当然すべきことだと思うんですが、違いますか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうにつきましては、事業者というふうに考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 事業者のそれだけのできる根拠がどこにあるんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうにつきましては、これから各種法令等に基づいてそういった部分の調整のほうはしていくというふうに考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） これ、言ってもしょうがないんで、まず、私は誰に反対してくれとか、あるいは一般質問をしてくれとかって言われたわけでは全くないことを前置きして、地域住民の、いや、笠間市民の意をくんで、ここで少なくとも市有地を貸したり、売ったり、そのために起こり得るだろう自然環境の破壊と里山の崩壊と、それにかかわる流域の農地、農業従事者に及ぼす影響を考えたときに、私は少なくともこの太陽光の条例との整合性を考えて、貸すか売るかは別としても、これは業者との関係は断ち切っていただきたいと思っておりますので、それについてももし見解があれば、副市長お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 副市長久須美 忍君。

〔副市長 久須美 忍君登壇〕

○副市長（久須美 忍君） ただいま、るる西山議員のほうからご質問がありました。私のほうから補足的に説明させていただきます。

私はこの太陽光の設置に係る業者からの申請を受けました公有財産利活用検討会議の委員長という立場でもございますので、少し経過を丁寧に説明させていただきたいと思いません。

○13番（西山 猛君） 時間がないので、いいですよ。

○副市長（久須美 忍君） 丁寧にやらせていただければ。

○13番（西山 猛君） 時間がないんで、後で聞きますよ。後で聞きます。

○副市長（久須美 忍君） 市のほうは、未利用地の利活用、これを検討するに当たっては、まず、さまざまな視点から検討をした……。

○13番（西山 猛君） 議長、それ、求めてない答弁。一問一答ですから、見解はどうかということ。

○副市長（久須美 忍君） 見解は市の定める施策の目標により公有地の利活用というのは図っていく必要があるということ、市の定める施策の目標というのは何かということ、当然議員おっしゃるように、自然環境の保全、これは笠間市の田園風景とか豊かな自然環境というのは当然後世へ引き継がなくちゃいけないという、そういう一つの施策の目標がございます。

また一方で、地球温暖化対策の防止ということで、自然環境、エネルギーの促進というのも市の施策に入っています。もう一つ、利活用の促進、未利用地については、利活用の促進を積極的に進めるとというのが笠間市の総合計画の中でも定められております。

そういったところを総合的に勘案して決定させていただきました。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） さすが副市長ですね。そういう言い方をすると、多分政治的にはいろいろな意味で100点ってないと思うんです。でも、100点を常に目指して政治って活動するもんだと思っています。

しかし、皆さん、お役所の皆さんは100点を取らなくちゃいけないと思っているんですね。専門行政ですから、100点を取らなくちゃいけないと思います。なので、そこについて、皆さん、今後こういう曖昧な、答弁も曖昧でしたが、曖昧なこういう扱いをやめていただきたい。本来はもっと調査委員会だとかということを設置して、本来は調べるべき部分があるんだと思うんですが、いろいろな事情、議会の中もあるでしょう。だからそういう中で、この質問は今回これ以上しなければ、余計なことがなければ、あとはこの思いは伝わったと思うので、理解してよく見とっていただきたい。私は市民の代表としてここに立っておりますので、そこを理解していただきたいと思っております。

これで大項目1を終わりにします。

○議長（海老澤 勝君） 副市長久須美 忍君。

〔副市長 久須美 忍君登壇〕

○副市長（久須美 忍君） ただいま議員の発言の中で、こういう曖昧な対応をやめていただきたいところについて、市民の誤解を招く恐れがあるので、私のほうから丁寧に説明させていただきます。

そもそも、もう既に笠間市が業者と貸し付けについての合意をされているようなお話で話が進んできておりますが、私どもは、まだその業者に対して貸すとも、貸さないとも意思決定をしておりません。その意思決定をする上でさまざまな地域の住民の方からいただいたご意見を相手に対して投げて、その条件を確認させていただいているということでございます。

先ほど、合意書、市の市長名で出したと。その合意書というのは、これは再エネ法で定めるひな形に基づいた合意書、その合意書、再エネ法ではどういうふうに定めているかという、これは今後の事業を進める上での事前の準備の段階に過ぎませんよと、この合意書を出したことによって、貸し付けの証明をしたことによって、市は貸し付けの責任を負うものでもないし、第三者に対しての損害賠償を負うものでもないということを明確にうたっている文書でございます。そういう意味で、今回の太陽光の借地の貸し付けに当たっては、まだ意思決定の過程にある、この後、業者から出されてきた確認事項を踏まえて、正式にまた公有財産利活用検討会議の中で議論し、庁議に諮り、市長の決裁をいただく、そういう流れでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 意地になって副市長が答弁ではないのかもわかりませんが、たまたま同い年なので、そういう話になっちゃうのかもしれないですけども。

何が曖昧だかって言っているの。私が言っている曖昧、一貫性がないじゃないですか。一貫性が。違いますか。これ、見てください。条例もそうだし、説明会の内容もそうだし、途中で、案にも今度継承しちゃいけません。いやあ、業者がどうだかわかりませんっていう話じゃ、一貫性がないじゃないですか。

そもそも、こんなことを貸していいもの、利活用だったらば、誰もいって言うじゃないんですか。そもそも、あの山林を壊すことにやっぱり異議を唱えないって私は思うんです。それが今副市長言ったけれども、太陽光という再生エネルギーですね、エネルギー再生の問題で、確かに一理あると思います。でも、それはもっと違う考え方、場所を変えたらいいんじゃないですかって思うんですよ。

ただ、もう走った電車、もうとめることはできません。出ていっちゃった船、後から乗るわけいきませんよという言い方になってしまうんじゃないですか。だから曖昧じゃないですかって言うてんですよ。もう出しちゃったじゃないですか、船は。違いますか。市長何かあれば。市長。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 時間が過ぎていますが、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、今回の太陽光条例につきましては、制限をするためのものではないかということでございます。太陽光につきましては、ご案内のとおり、震災後の新たなエネルギー確保という観点で国が積極的に推進を図った経緯がございます。そのことによって、事業者は住民説明もせずに、いろいろな事業開発を行っていたと。役所も事業開発が始まって、実態を把握したなんていうことがございます。

あとは、土砂災害だとかトラブルがいろいろ起きてきた経緯がございまして、市のほうは皆さんの、議会の同意を得まして、太陽光の条例の整備をしました。これはもちろん制限する区域もございしますが、太陽光がノーということではなく、適正な太陽光の事業の推進をしていただきたいということでございまして、その後、追っかけ、県がガイドラインの制定を平成28年10月にしました。

さらに、一つの大きな心配であった、いわゆる20年後のパネルの処理、これにつきましても、昨年平成28年4月に県が、国が、リサイクルの処理法に適して処理するようというようにやってきました。

この飯田地区については、全体100ヘクタールのうち、50ヘクタールをパネルを設置するということでございます。議員おっしゃるように、自然環境の破壊の問題だとか、水の問題だとか、さまざまな課題がございます。

答弁もさせていただきましたが、西側地区については、私どもとしては、金井・大淵水利組合からご要望もいただいておりますので、そこは計画から除外するよう申ししておりますし、私も現地をあらかじめ歩かせていただきました。一番やっぱり米づくりを熱心にやっている皆さんの心配がありますので、ただ、あの山脈というか、あの山全体の水の流れが山の傾斜によって違いますので、一番心配なのは、今申しました金井の水利組合の水の確保でございまして、あとは土地改良でパイプラインを整備している所もありますので、それらの点については、きちんと向こうに計画の変更を条件の一つとして申し入れをしていき

たいなと思っております。

いろいろご心配いただいた点はごもっともだと思いますので、そういうものを事業者とよく話し合いを進めていきたいと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 副市長、確認します。これは今から丸かバツか、イエスかノーかも、これからだということですね。それだけ確認します。

〔副市長より「そういうことです」という発言あり〕

○13番（西山 猛君） 以上、終わります。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（海老澤 勝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。次の本会議はあす15日午前10時から開きます。時間厳守の上、ご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後零時19分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 海老澤 勝

署名議員 菅 井 信

署名議員 畑 岡 洋 二